

議案第 22 号

大野市学校通学用自動車運行管理規程の一部を改正する規程案

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

中学校の再編によるスクールバスの新規運行に伴い、所要の改正を行うため

庁中一般

各出先機関

大野市学校通学用自動車運行管理規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 スクールバスを運行する大野市立小中学校（以下「小中学校」という。）は、次のとおりとする。 (1) 大野市下庄小学校 (2) 大野市阪谷小学校 (3) 大野市富田小学校 (4) 大野市開成中学校 (5) <u>大野市陽明中学校</u>	第2条 スクールバスを運行する大野市立小中学校（以下「小中学校」という。）は、次のとおりとする。 (1) 大野市下庄小学校 (2) 大野市阪谷小学校 (3) 大野市富田小学校 (4) 大野市開成中学校 (5) <u>大野市尚徳中学校</u>

別表を別紙のように改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学校名	期間	主な経路	運行区域
下庄小学校	4月1日から翌年の3月31日まで	国道476号～市道花山下丁中丁線～国道158号～市道大門花山線～県道皿谷大野線～国道158号	大門 尾永見 坂戸 花山 下丁 中丁 上丁 犬山
阪谷小学校	4月1日から翌年の3月31日まで	主要地方道大野勝山線～市道森本伏石線	南六呂師
富田小学校	4月1日から翌年の3月31日まで	県道五条方松原出勝山線～主要地方道大野勝山線	土布子 新河原 森目 木落 蕨生 下唯野
開成中学校	12月1日から翌年の3月31日まで	市道春日野千歳木の本線～市道下黒谷友兼線	下舌 上舌 阿難祖地 頭方 阿難祖領家 下黒谷 上黒谷 千歳
	4月1日から翌年の3月31日まで	市道木本新田・今井線～市道大野駅春日本本線～国道158号～県道本郷大野線～市道鍬掛新庄東中線 県道五条方松原出勝山線～国道157号～市道稲郷森山線～市道上据・稲郷線～国道157号～国道158号～県道本郷大野線～市道鍬掛新庄東中線 県道五条方下荒井線～市道下黒谷・友兼線～市道	大西出 中村町 中西出 荒子町 木本領家 森山 西山 平沢 今井 佐開 上五条方 下五条方 野中 稲郷 上据 東山 御給 友兼 開発 森政領家 医王寺 森政地頭 下郷 猪島 中据 下据 北御門 吉 西据 榎宝慶寺

		<p>東中・北御門稲郷線～市道北御門4号線～市道北御門森政領家線～県道五条方下荒井線～市道森政領家北線～市道東中・北御門稲郷線～国道158号～県道本郷大野線～市道鍬掛新庄東中線</p>	
<p>陽明中学校 尚徳中学校</p>	<p>4月1日から翌年の3月31日まで</p>	<p>主要地方道大野勝山線 県道上唯野西屋勝山線 市道伏石金山線～市道橋爪落合線</p> <p>主要地方道大野勝山線～県道五条方下荒井線～市道川上上野土打線～主要地方道大野勝山線～市道東中中挾南新在家線～市道新町陽明中線</p> <p>県道上唯野西屋勝山線～市道七板下唯野線～県道五条方松原出勝山線～市道南新在家・森目線～市道中津川・南新在家線～市道東中中挾南新在家線～市道新町陽明中線</p> <p>県道上小池勝原線～国道158号～県道五条方松原出勝山線～市道川上上野土打線～市道富島・上野・井ノ口線～主要地方道大野勝山線～県道五条</p>	<p>南六呂師 落合 橋爪 大月 御領 花房 金山 小黒見 蓑道 堂嶋 伏石 八町 森本 石谷 萩ヶ野 不動堂 松丸 柿ヶ嶋 木落 蕨生 下唯野 七板 土打 上野 富嶋 新田 森目 新河原 土布子 下麻生嶋 川上 田野 井ノ口 塚原 新塚原 富塚 上打波 下打波 東勝原 西勝原</p>

方下荒井線～市道南新在
家・森目線～市道中津
川・南新在家線～市道東
中中挾南新在家線～市道
新町陽明中線

市道城地出上唯野線～県
道五条方松原出勝山線～
国道158号～県道五条
方下荒井線～主要地方道
大野勝山線～市道東中中
挾南新在家線～市道新町
陽明中線